

鹿屋市告示第 153 号

鹿屋市畑地高度利用促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 8 年 4 月 1 日

鹿屋市長 郷 原 拓 男

令和 8 年 4 月 1 日 決 裁

鹿屋市畑地高度利用促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市畑地高度利用促進事業補助金交付要綱（令和５年鹿屋市告示第203号）の一部を次のように改正する。

第４条中「鹿屋市畑地高度利用促進事業補助金交付申請書（別記第１号様式）」を「鹿屋市畑地高度利用促進事業申込書（別記第１号様式）」に、「提出しなければならない。」を「提出し、事前の確認を受けるものとする。」に改め、同条に次の１項を加える。

- ２ 前項の確認を受けた申請者は、鹿屋市畑地高度利用促進事業補助金交付申請書（別記第２号の２様式）に鹿屋市畑地高度利用促進事業実施計画書（別記第２号様式）を添えて市長に提出しなければならない。

別記第１号様式を別記第２号の２様式とし、別表の次に次の１様式を加える。

別記

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

鹿屋市畑地高度利用促進事業申込書

鹿屋市畑地高度利用促進事業補助金の交付を受けたいので、鹿屋市畑地高度利用促進事業補助金交付要綱第4条の規定により関係書類を添えて申込します。

記

1 添付書類

- (1) 鹿屋市畑地高度利用促進事業実施計画書（別記第2号様式）
- (2) その他市長が必要と認める書類

附 則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。